

お客様各位

今津薬品工業株式会社



適格請求書発行事業者登録番号のご通知並びに

インボイス制度対応による各種のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入が予定され、税務署に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。つきましては、弊社の適格請求書発行事業者登録番号を再度、ご通知いたします。

また、インボイス制度への対応として消費税の計算方式として10月1日以降発行する請求書については請求書一括計算をすることとします。

2023年10月1日以降の取引については、納品書に消費税表示を行わず、適格請求書のみに税区分別消費税を表示するよう変更させていただきます。

弊社採用システムの都合上、9月各請求に関しまして別紙のとおり進めさせて頂きたくよろしくお願い申し上げます。

ご多忙の折、大変恐縮ではございますが、諸事、ご賢察を賜り、ご理解、ご協力をお願いできればと存じます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

尚、不明な点がございましたら以下に記載の問合せ先までお問い合わせいただけますよう、お願い申し上げます。

敬具

1. 弊社登録番号 **T4-0100-0101-0745**

2. 問合せ先

担当部署 : 管理本部

TEL : 03-3255-0211

インボイス対応によるシステム変更に伴い、9月発行請求書に関して下記の通りにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手数をお掛け致しますが、何卒よろしくお願いいたします。

9月締日	請求書について
10日	従来 ⇒9月11日以降の売上分に関しては10月10日締分で請求書を発行 9月請求⇒9月11日以降の売上分に関しては9月末締にて請求書を一旦発行 10月1日～10月10日の売上分を10日締にて請求書を再度発行
15日	従来 ⇒9月16日以降の売上分に関しては10月15日締分で請求書を発行 9月請求⇒9月16日以降の売上分に関しては9月末締にて請求書を一旦発行 10月1日～10月15日の売上分を15日締にて請求書を再度発行
20日	従来 ⇒9月21日以降の売上分に関しては10月20日締分で請求書を発行 9月請求⇒9月21日以降の売上分に関しては9月末締にて請求書を一旦発行 10月1日～10月20日の売上分を20日締にて請求書を再度発行
22日	従来 ⇒9月23日以降の売上分に関しては10月22日締分で請求書を発行 9月請求⇒9月23日以降の売上分に関しては9月末締にて請求書を一旦発行 10月1日～10月22日の売上分を22日締にて請求書を再度発行
25日	従来 ⇒9月26日以降の売上分に関しては10月25日締分で請求書を発行 9月請求⇒9月26日以降の売上分に関しては9月末締にて請求書を一旦発行 10月1日～10月25日の売上分を25日締にて請求書を再度発行
30日	変更無 従来通り⇒9月1日以降の売上分に関しては9月30日締分で請求書を発行

※30日締日以外の上記のお支払に関して9月末締分の税込御買上額と10月以降の各締日分の税込御買上額を合算してお支払処理をお願いします。